

官報

号外 昭和二十七年六月二十六日

第十三回 衆議院會議録第六十一号 附録

〔要綱〕

臨時石炭鑑査復旧法案

臨時石炭鑑査復旧法

目次

第一章 総則(第一條—第三條)

第二章 鑑査復旧事業団

第一節 総則(第四條—第九條)

第二節 設立(第十條—第十四條)

第三節 管理(第十五條—第三十條)

第四節 業務(第三十一條—第三十七條)

第五節 監督(第三十八條—第四十條)

第六節 解散及び清算(第四十一條—第四十七條)

第三章 農地、農産物施設及び公共施設の復旧工事

第一節 復旧基本計画(第四十八條—第五十四條)

第二節 復旧工事の施行(第五十五條—第六十三條)

第三節 納付金等の徴収及び復旧費の支拂(第六十四條—第七十二條)

第四節 農地及び農産物施設に關する復旧工事後の措置(第七十三條—第七十八條)

第四章 家屋等の復旧工事に關する協議及び規定(第七十九條—第八十六條)

第五章 補則(第八十七條—第九十六條)

第六章 罰則(第九十七條—第一百三條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一條 この法律は、国土の有効な利用及び保全並びに民生の安定を圖り、あわせて石炭鑑査及び鑑査の健全な発達に資するため、鑑査を計画的に復旧することを目的とする。

(用語の定義)

第二條 この法律において「鑑査」とは、石炭鑑査又は照炭鑑査による鑑査(特別鑑査復旧臨時措置法昭和二十五年法律第七十六号)第二條第二項の特別鑑査を除くをいう。

2 この法律において「復旧工事」とは、鑑査が生じている土地物件が本来有していた効用を回復するよう、その土地物件について施行する工事及びこれに附帯する工事をいう。

3 この法律において「復旧費」とは、当該復旧工事のため直接必要な本工事費、附帯工事費、用地費、補償費、機械器具費、工事雜費並びに事務費の合計額をいい、主務大臣が特別の事情があると認める応急工事費、応急工事に使用する材料であつて、復旧工事に使用できるものに要する費用及び仮締切、測線その他復旧工事に必要な仮設工事に要する費用を含むものとする。

4 この法律において「鑑査権者」とは、石炭(照炭を含む。以下同じ)を目的とする鑑査権者をいい、「租鑑査権者」とは、石炭を目的とする租鑑査権者をいう。

5 この法律において「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいい、「農産物施設」とは、農地の利用又は保全上必要の施設であつて、左に掲げるものをいう。

一 かんがい排水施設

二 農産物施設

三 農地又は農産物の災害を防止するため必要な施設

6 この法律において「公共施設」とは、左に掲げる施設であつて、政令で定めるもののうち、国の機関、地方公共団体(その機関を含む。以下同じ)その他政令で定める者が維持管理を行うものをいう。

一 河川

二 海岸

三 砂防設備

四 林地荒廃防止施設

五 道路

六 林道

七 港灣

八 漁港

九 上水道及び下水道

十 鉄道及び軌道

十一 学校

7 この法律において「家屋等」とは、住家、店舗、工場、倉庫その他の建物(農産物施設又は公共施設たるものを除く)及びこれらの建物の所有の目的に供される土地並びに農地をいう。

(処分、手続その他の行為の効力)

第三條 この法律の規定によつてした処分及び鑑査権者、租鑑査権者

用又は保全上必要の施設であつて、左に掲げるものをいう。

一 かんがい排水施設

二 農産物施設

三 農地又は農産物の災害を防止するため必要な施設

6 この法律において「公共施設」とは、左に掲げる施設であつて、政令で定めるもののうち、国の機関、地方公共団体(その機関を含む。以下同じ)その他政令で定める者が維持管理を行うものをいう。

一 河川

二 海岸

三 砂防設備

四 林地荒廃防止施設

五 道路

六 林道

七 港灣

八 漁港

九 上水道及び下水道

十 鉄道及び軌道

十一 学校

7 この法律において「家屋等」とは、住家、店舗、工場、倉庫その他の建物(農産物施設又は公共施設たるものを除く)及びこれらの建物の所有の目的に供される土地並びに農地をいう。

(処分、手続その他の行為の効力)

第三條 この法律の規定によつてした処分及び鑑査権者、租鑑査権者

鑑査権者若しくは租鑑査権者であつた者、第五十二條の受益者、復旧工事の施行者又は関係人がこの法律の規定によつてした手続その他の行為は、これらの者の承継人に對しても、その効力を有する。

2 この法律の規定によつてした処分及び石炭を目的とする探掘権者がこの法律の規定によつてした手続その他の行為は、租鑑査の敷定又は租鑑査の増加があつたときは、租鑑査の範圍内において、租鑑査権者に對しても、その効力を有する。

3 この法律の規定によつてした処分及び租鑑査権者がこの法律の規定によつてした手続その他の行為は、租鑑査の消滅又は租鑑査の減少があつたときは、石炭を目的とする探掘権の範圍内において、石炭を目的とする探掘権者に對しても、その効力を有する。但し、石炭を目的とする探掘権の消滅による租鑑査の消滅の場合は、この限りでない。

第二章 鑑査復旧事業団

第一節 総則

(目的及び法人格)

第四條 鑑査復旧事業団(以下「事業団」という。)は、鑑査の計画的な復旧に關する業務を行うためこの法律の規定に基き設立される法人とする。

昭和二十七年六月二十六日
衆議院會議録第六十一号 附録

昭和二十七年六月二十六日 農林省令第六十一号

(地域)

第五條 事業団は、政令で定める地域により、その地域ごとに一を限り、設立されるものとする。

(名称の独占)

第六條 事業団は、その名称中に鑑賞旧事業団という文字を用いなければならない。

2 事業団でないものは、その名称中に鑑賞旧事業団という文字を用いてはならない。

(登記)

第七條 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

(事業年度)

第八條 事業団の事業年度は、毎年四月に始まり、翌年三月に終る。

(民法の適用)

第九條 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四條（法人の不法行為能力）及び第五十條（法人の住所）の規定は、事業団に準用する。

(第二節 設立)

(設立の認可)

第十條 事業団を設立するには、第五條の政令で定める地域内の市町村の長、その地域内に石炭の採掘のための事業場を有する鉱業権

者及びその地域内に生じている鉱害に係る被害者（都道府県知事の承認を受けた者に限る）十人以上が发起人となり、定款を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

2 前項に規定する市町村長、鉱業権者又は被害者は、それぞれ同項の发起人の総数の二分の一以上を占めてはならない。

3 第一項の发起人は、同項の認可を申請するには、あらかじめ、定款作成の基本となるべき事項その他通商産業省令で定める事項を公告し、当該地域内の市町村の長及び当該地域内に石炭の採掘のため事業場を有する鉱業権者のそれぞれ三分の一以上の同意を得なければならない。

4 通商産業大臣は、第一項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

第十一條 通商産業大臣は、第五條の政令で定める地域について、その地域が同條の政令で定める地域となつた日から三月以内に前條第一項の認可の申請がないか、又はその期間内になされたものの申請についても同項の認可をすることができなかつたときは、同項に規定する者十人以上に、同項の发起人となり、定款を作成し、通商産業大臣の指定する期日までに同項

の認可を申請すべきことを命ずることができ。

2 前條第三項の規定は、前項の規定により前條第一項の認可を申請する場合に、適用しない。

(設立事務の引継)

第十二條 第十條第一項の認可があつたときは、发起人は、遅滞なく、その事務を事業団の理事長に引き継がなければならない。

(成立)

第十三條 理事長は、前條の規定による事務の引継を受けたときは、遅滞なく、設立の登記をしなければならない。

2 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

(設立費用の負担)

第十四條 事業団が成立したときは、その設立費用であつて、通商産業大臣の承認があつた額以内のものは、その事業団の負担とする。

(第三節 管理)

(定款)

第十五條 事業団の定款には、左の事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 地域
- 四 事務所所在地
- 五 役員に関する事項
- 六 評議員会に関する事項

七 業務及びその執行に関する事項

(八 会計に関する事項)

(九 公告の方法)

(役員)

第十六條 事業団に、役員として、理事長一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。

2 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

3 理事は、定款で定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を総理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、事業団の会計を監査する。

第十七條 理事長及び監事は、評議員会が推薦した者のうちから、通商産業大臣が任命する。但し、設立当時の理事長及び監事は、第十條第一項の发起人が推薦した者のうちから、通商産業大臣が任命する。

2 理事は、評議員会の同意を得て、理事長が任命する。

3 理事長、理事及び監事の任期は、四年とする。但し、設立当時の理事長及び監事の任期は、二年とする。

4 理事長、理事及び監事は、再任されることができる。

第十八條 理事長は、理事が第二十五條各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

2 理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事に職務上の義務違反その他理事たるに適しない非行があると認めるときは、評議員会の同意を得て、これを解任することができる。

(評議員会)

第十九條 事業団に、評議員会を置く。

2 評議員会は、理事長及び十人以上の評議員をもつて組織する。

3 評議員会に議長を置き、理事長をもつてこれに充てる。

4 議長は、評議員会の会務を総理する。

5 評議員会は、あらかじめ、次條第一項第三号に掲げる者のうちから任命された評議員のうちから、議長に事故がある場合に議長の職務を代行する者を定めておかなければならない。

(評議員)

第二十條 評議員は、左に掲げる者のうちから、通商産業大臣が任命する。

一 事業団の地域内に石炭の採掘を目的とする事業場を有する鉱業権者及び組織権者

二 事業団の地域内に生じている
 被害に係る被害者であつて、都
 道府県知事が推薦した者及び事
 業団の地域内に存する公共施設
 であつて、被害が生じているも
 のの維持管理を行う地方公共団
 体の職員であつて、その公共施
 設の維持管理に関する事務に従
 事するもの

三 事業団の地域の全部又は一部
 を管轄する地方公共団体の長又
 はその職員（前号に掲げるもの
 を除く）及び被害の復旧に関し
 学識経験がある者

2 評議員の任命に当つては、前項
 各号に掲げる者のうちからそれぞ
 れ任命される評議員の数が評議員
 の総数の二分の一以上を占めるこ
 ととなつてはならない。

第二十一條 評議員の任期は、三年
 とする。

2 評議員は、再任されることので
 きる。

第二十二條 評議員は、報酬を受け
 ない。但し、旅費その他業務の遂
 行に伴う実費を受けるものとす
 る。

（評議員会の権限）

第二十三條 左の事項は、評議員会
 の議決を経なければならぬ。

一 定款の変更

二 経費等の賦課徴収の方法

三 業務の方法の決定及び変更

四 借入金、の借入及び復旧事業債
 券の発行

五 会計の処理に関する規則の設
 定及び変更

六 収支予算及び収支決算

七 復旧基本計画の作成及び変更

2 定款の変更は、通商産業大臣の
 認可を受けなければ、その効力を
 生じない。

（評議員会の議決の方法）

第二十四條 評議員会は、第二十條
 第一項各号に掲げる者のうちから
 それぞれ任命された評議員各一人
 以上が出席しなければ、会議を開
 き、議決することができない。

2 評議員会の議事は、出席した評
 議員の過半数をもって決する。可
 否同数のときは、議長が決する。
 （役員等の欠格事項）

第二十五條 左の各号の一に該当す
 る者は、役員又は評議員となるこ
 とができない。

一 禁以上の刑に処せられ、その
 執行を終り、又は執行を受け
 ることがなくなつた後、三年を
 経過しない者

二 国家公務員（教育公務員たる
 者及び審判官、監獄官等の委員
 その他これに準ずる地位にある
 者であつて非常勤のものを除
 く）

三 政院の役員

（理事長等の兼職禁止）

第二十六條 理事長及び理事は、營
 利を目的とする団体の役員とな
 り、又は自ら營利事業に従事して
 はならない。

（役員等の職務保持義務）

第二十七條 事業団の役員、評議員
 若しくは職員又はこれらの職にあ
 つた者は、その職務に関して知得
 した秘密を漏らし、又は利用して
 はならない。

（経費等の賦課）

第二十八條 事業団は、通商産業大
 臣の認可を受けて、その設立費用
 であつて、事業団の負担となるも
 の、経費（第三十一條第一項第三
 号に掲げる業務を行うため必要な
 もの並びに同項第四号及び第五号
 の支拂に充てるべきものを除く。
 以下「事業経費」という。）及び準備
 金に充てるため、設立の日の属す
 る事業年度（設立の日が七月一日
 以降である場合において、通商産
 業大臣の認可を受けたときは、そ
 の設立の日の属する事業年度及び
 その翌事業年度。以下「当初年度」
 という。）において、その地域内に
 生じている被害に係る被害者又は
 組織権者に対し、設立の日の前
 前月以前当初年度と同じ期間（そ
 の期間に一月未満の端数があると
 きは、その端数を控除したもの）
 内にその被害に係る事業場におい
 て捕獲した石炭の重量一トンにつ
 き五円以内の金額を賦課徴収する
 ことができる。

2 事業団は、通商産業大臣の認可
 を受けて、その事務経費及び準備
 金に充てるため、当初年度の毎
 事業年度において、組織権者及び
 組織権者に対し、前事業年度（当
 初年度の翌事業年度にあつては、
 当初年度）中にその復旧費の全部
 又は一部を事業団が負担して履行
 した復旧工事のうちその組織権者
 又は組織権者に係る被害の復旧の
 ため必要となつたものの復旧費
 に、百分の七以内の割合を乗じて
 得た金額を賦課徴収することがで
 きる。

3 事業団は、第一項の規定により
 賦課徴収した金額に相当する金額
 を、当初年度の翌事業年度から五
 年以内、当該組織権者又は組織
 権者に交付しなければならぬ。

（定款等の補付）

第二十九條 事業団は、定款及び業
 務の方法を記載した書面を主たる
 事務所及び従たる事務所に備えて
 置かなければならない。

2 事業団は、事業団の業務に利害
 関係がある者から、前項に規定す
 る書類の閲覧の請求があつたとき
 は、正当な事由がある場合を除
 き、これを拒んではならない。

（民法の適用）

第三十條 民法第五十四條（代表権
 の制限）及び第五十七條（特別代
 理人）の規定は、事業団に適用す
 る。

（業務）

第三十一條 事業団は、第四條の目
 的を達成するため、左の業務を行
 う。

一 被害（家屋等について生じた
 ものを除く）の復旧のための復
 旧基本計画の作成

二 組織権者及び組織権者の被害
 金並びに受益者の負担金の徴収

三 事業団が復旧工事の履行者と
 して定められた場合において、
 その復旧工事の履行

四 事業団以外の者が履行する復
 旧工事の復旧費のうち、事業団
 の負担となるものの支拂

五 復旧に係る借地及び借家利用施
 設に対する補償金並びに復旧工
 事により新たに設けられるかん
 がい排水施設の維持管理費の支
 拂

六 地域内の家屋等の復旧工事に
 要する費用の貸付

七 前各号の業務に附帯する業務
 八 前各号に掲げるものの外、第
 四條の目的を達成するため必要
 な業務

昭和二十七年六月二十六日 衆議院公議録第六十一号附録

2 事業団は、前項第八号の業務を行おうとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(業務の方法)

第三十二條 事業団は、業務開始の際、業務の方法を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務の方法には、前條第一項第一号の復旧基本計画の作成の方法、同項第二号の納付金の徴収の時期及び方法、同項第四号の支拂の時期及び方法並びに同項第六号の貸付の相手方、限度、方法、利率及び期限を定めておかなければならない。

(予算)

第三十三條 事業団は、事業年度開始前に（設立の日の属する事業年度にあつては、設立後すみやかに）、毎事業年度の収支予算を作成し、これを通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(借入金及び復旧事業債)

第三十四條 事業団は、その業務を行うため必要があるときは、通商産業大臣の認可を受けて、借入金の借入をすることができ、

2 事業団は、第三十一條第一項第

三号に掲げる業務を行うため必要な資金に充てるため、通商産業大臣の認可を受けて、復旧事業債を発行することができる。

3 前項の復旧事業債の発行及び償還に關し必要な事項は、政令で定める。

(準備金)

第三十五條 事業団は、定款で定める額に達するまでは、第二十八條第一項又は第二項の規定により徴収した金額の二十分の一以上を準備金として積み立てなければならない。

2 前項の準備金は、通商産業大臣の認可を受けなければ、処分してはならない。

(財産目録等)

第三十六條 事業団は、毎事業年度経過後三月以内に、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、これを通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(資料の提出の請求)

第三十七條 事業団は、第三十一條第一項第一号、第二号及び第五号に掲げる業務を行うため必要があるときは、その地域内に所在の機関若しくは事業場を有する鑑定業者若しくは租税鑑定業者若しくはその鑑定業者若しくは租税鑑定業者であつた者、その地域内に生じてい

る鑑定に係る鑑定書又は第五十二條の受益者となるべき者に対し、資料の提出を求めることができる。

(監督)

第三十八條 事業団は、通商産業大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要な限度において、事業団の報告又は第四十條第一項の規定による検査の結果に基づき、事業団に対し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができ、

(役員等の解任)

第三十九條 通商産業大臣は、理事長、監事又は評議員が第二十五條各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

2 通商産業大臣は、理事長、監事若しくは評議員が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事長、監事若しくは評議員に職務上の義務違反その他理事長、監事若しくは評議員たるに適しない非があるを認めるときは、これを解任することができる。

3 通商産業大臣は、評議員が第二十五條第一項の規定による資格を失つたと認めるときは、これを解任することができる。

(報告及び検査)

第四十條 通商産業大臣は、必要があると認めるときは、事業団から報告を徴し、又はその職員に事業団の事務所に立ち入り、業務の状況を若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(解散)

第四十一條 事業団は、左の事由によつて解散する。

一 事業団の地域内の市町村の長の三分の二並びにその地域内に所在の機関を目的とする事業場を有する鑑定業者及び租税鑑定業者の三分の二以上の者の請求

二 破産

三 事業団の目的が達成されたと認められる場合における通商産業大臣の解散の命令

2 前項第一号の請求は、通商産業

大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 通商産業大臣は、前項の認可の申請があつたときは、公聴会を開き、広く一般の意見を聞くことも、事業団の意見をきかなければならない。

4 通商産業大臣は、第一項第三号の命令をしようとするときは、公聴会を開き、広く一般の意見をきかなければならない。

(清算人)

第四十二條 事業団が解散したときは、破産による場合を除いては、理事長がその清算人となる。但し、通商産業大臣が公益上必要があるとして他の者を選任したときは、この限りでない。

2 清算人が欠けたときは、通商産業大臣が清算人を選任する。

3 通商産業大臣は、公益上必要があるとき、清算人を解任することができる。

(清算事務の監督)

第四十三條 清算人は、就職の後、遅滞なく、事業団の財産の現況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作り、財産処分の方法を定め、これを通商産業大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

(残余財産の処分の制限)

第四十四條 清算人は、事業団の債

務を弁済した後でなければ、その残余財産を処分することができない。

(残余財産の帰属)

第四十五條 残余財産は、事業団が第二十八條第二項の規定による賦課徴収をした者に對し、その賦課徴収した額に對して分配しなければならない。

(決算報告書)

第四十六條 清算事務が終つたときは、清算人は、遅滞なく、決算報告書を作り、これを通商産業大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 前項の決算報告書には、清算に關する重要な書類、事業団の帳簿及びその業務に關する重要な書類を添附しなければならない。

(民法の準用)

第四十七條 民法第七十三條(清算法人)及び第七十八條から第八十一條まで(清算人の職務権限、債權申出の公告及び催告、債權超過による破産)の規定は、事業団に準用する。

第三章 農地、農業用施設及び公共施設の復旧工事

第一節 復旧基本計画

(復旧基本計画)

第四十八條 事業団は、毎事業年度開始前(設立の日)の概する事業

年度にあつては、設立後すみやかに、そこに生じている損害を復旧することが必要かつ適當であると認められる地区とその事業年度において復旧工事(家屋等の復旧を目的とするものを除く。以下この章において同じ)着手すべき地区として選定し、その地区内に生じている損害に係る復旧工事の概要、その復旧工事の復旧費、第七十三條第二項の規定により算定されるべき額及びその復旧工事に

より新たに設けられるかんがい排水施設の維持管理費(以下「復旧費等」といふ)並びに復旧費等の負担区分を記載した復旧基本計画を作成し、これを通商産業大臣に提出し、その認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 事業団は、前項の復旧基本計画を作成し、又は變更するには、あらかじめ、都道府県知事の承認を受けなければならない。但し、復旧基本計画の變更については第六十六條第二項の規定により都道府県知事の同意を得たときは、この限りでない。

3 通商産業大臣は、必要がある場合認めるときは、第一項の認可を受ける場合においてその申請に係る事項を變更して認可し、又は前項の認可をした事項を變更することができ

る。 通商産業大臣は、第一項の認可又は前項の規定による變更をしようとするときは、主務大臣の同意を得なければならない。

第四十九條 前條第一項の復旧費等の負担区分には、復旧工事ごとに、次條第一項の規定により納付金を納付すべき者及び第五十二條又は第五十三條の規定により復旧費を負担すべき者並びにその見込納付金額及び負担額を記載し、且つ、当該復旧基本計画には、負担区分に關するこれらの者の同意書(その同意を得ることができなかったときは、その事由を記載した書面)を添附しなければならない。

(賠償義務者の納付金) 第五十條 賠償法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第九條又は賠償法施行法(昭和二十五年法律第二百九十号)第三十五條第二項若しくは第三項の規定により賠償を賠償する者に任すべき者(以下「賠償義務者」といふ)であつて、第四十八條第一項の認可があつた復旧基本計画(同項建設の規定による變更の認可又は同條第三項の規定による變更があつたときは、その變更後のもの。以下同じ)に復旧工事に着手すべき地区

として記載された地区内に生じている損害に係るものは、その復旧基本計画に記載された復旧工事に係る復旧費等又は第七十八條第一項の規定により事業団が支拂う金額に充てたるため、事業団に對し、納付金を納付しなければならない。

2 賠償法第四十條(負担部分と償還請求)の規定は、前項の規定による納付金の納付義務に準用する。 第五十一條 前條第一項の納付金の額は、左に掲げる金額とする。 一 被害が生じたことにより効用が減少したため被害が生じた後に生ずる前回の收穫高の減少の割合に、前回の政令で定める倍率をこえない範圍内において政令で定める倍率を乗じて得た金額。 二 前項に掲げる農地以外の農地であつて、被害が生じたことにより効用が減少したため、被害が生じた後に生ずる前回の收穫高が減少するに至つたものについては、收穫高の減少の割合に、前回の政令で定める倍率をこえない範圍内において政令で定める倍率を乗じて得た金額。

三 前二項の規定にかかわらず、一の復旧工事において復旧の目的となつてゐる農地であつて、これに係る復旧費等の合計額(その利用又は保全上必要と農業用施設の復旧費等を含む、第五十二條の負担金の額を除く)と前二項の規定により算出した額の合計額以下であるものについては、その復旧費等の合計額に、前二項の規定により算出した額

ることが不相當と認められる農地にあつては、事業団が通商産業大臣の認可を受けたときは、その修正前のものとする。)(以下「賠償貸付金」といふ)に、二十を千分五をこえない範圍内において、都道府県知事に政令で定める倍率を乗じて得た金額

二 前項に掲げる農地以外の農地であつて、被害が生じたことにより効用が減少したため、被害が生じた後に生ずる前回の收穫高が減少するに至つたものについては、收穫高の減少の割合に、前回の政令で定める倍率をこえない範圍内において政令で定める倍率を乗じて得た金額。 三 前二項の規定にかかわらず、一の復旧工事において復旧の目的となつてゐる農地であつて、これに係る復旧費等の合計額(その利用又は保全上必要と農業用施設の復旧費等を含む、第五十二條の負担金の額を除く)と前二項の規定により算出した額の合計額以下であるものについては、その復旧費等の合計額に、前二項の規定により算出した額

二 前項に掲げる農地以外の農地であつて、被害が生じたことにより効用が減少したため、被害が生じた後に生ずる前回の收穫高が減少するに至つたものについては、收穫高の減少の割合に、前回の政令で定める倍率をこえない範圍内において政令で定める倍率を乗じて得た金額。 三 前二項の規定にかかわらず、一の復旧工事において復旧の目的となつてゐる農地であつて、これに係る復旧費等の合計額(その利用又は保全上必要と農業用施設の復旧費等を含む、第五十二條の負担金の額を除く)と前二項の規定により算出した額の合計額以下であるものについては、その復旧費等の合計額に、前二項の規定により算出した額

二 前項に掲げる農地以外の農地であつて、被害が生じたことにより効用が減少したため、被害が生じた後に生ずる前回の收穫高が減少するに至つたものについては、收穫高の減少の割合に、前回の政令で定める倍率をこえない範圍内において政令で定める倍率を乗じて得た金額。 三 前二項の規定にかかわらず、一の復旧工事において復旧の目的となつてゐる農地であつて、これに係る復旧費等の合計額(その利用又は保全上必要と農業用施設の復旧費等を含む、第五十二條の負担金の額を除く)と前二項の規定により算出した額の合計額以下であるものについては、その復旧費等の合計額に、前二項の規定により算出した額

議の申立があつた場合において、そのすべてについて前項の規定による決定をした後でなければ、前條第一項前段の認可をしてはならない。

第五十八條 主務大臣は、必要があるとき、第五十六條第一項の認可をする場合においてその申請に係る事項を変更して認可し、又は同項の認可をした事項を変更することができる。

2 主務大臣は、前項の規定により申請に係る事項を変更して認可し、又は同項の規定による変更をし、又は同項の場合において、その認可又は変更後における実施計画が第四十八條第一項前段の認可があつた復旧基本計画に基かないものとなるときは、通商産業大臣の同意を得なければならない。

3 通商産業大臣は、前項の同意をしたときは、第四十八條第一項の認可をした復旧基本計画において、同條第三項の規定による変更をしなければならない。

第五十九條 主務大臣は、事業団以外の者が施行者となつて復旧工事の実施計画について、第五十六條第一項の認可をしたとき、又は前條第一項の規定による変更をしたときは、遅滞なく、その旨を事業団に通知しなければならない。

(工事施行の義務)

第六十條 第五十六條第一項前段に規定する復旧工事の施行者は、同項前段の認可があつた実施計画(同項後段の規定による変更の認可又は第五十八條第一項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。)に従つて、復旧工事を行ふなければならない。

2 主務大臣は、第五十六條第一項前段に規定する復旧工事の施行者が同項前段の認可があつた実施計画に従つて復旧工事を行ふしない場合において、必要があると認めるときは、同項前段の認可を受理消すことができる。

3 主務大臣は、前項の規定による認可の取消をしたときは、その旨を事業団に通知しなければならない。

(所有者等の協力)

第六十一條 第五十六條第一項前段の認可があつた実施計画において復旧の目的となつてゐる土地物件の所有者及び占有者は、前條第一項の復旧工事の施行者の義務の遂行を妨けてはならない。

(工事完了の届出)

第六十二條 第五十六條第一項前段及び第二項に規定する復旧工事の施行者は、その復旧工事を完了したときは、十日以内に主務大臣に

その旨を届け出なければならない。

(主務大臣の施行する復旧工事)

第六十三條 主務大臣は、第四十八條第一項前段の認可があつた復旧基本計画に基き復旧工事を施行する場合において、その復旧工事に着手したときは、遅滞なく、その旨を事業団に通知しなければならない。

第三節 納付金等の徴収及び復旧費の支拂

(納付金等の納付期日)

第六十四條 賠償義務者又は第五十二條の受益者が第五十條第一項又は第五十二條の規定により納付金又は負担金を納付すべき期日は、第五十九條又は前條の規定による通知(事業団が復旧工事の施行者であるときは、第五十六條第一項前段の認可。以下この條において同じ。)があつた日(第五十九條又は前條の規定による通知があつた日以後に復旧基本計画について第四十八條第一項後段の規定による変更の認可又は同條第三項の規定による変更があつたため新たに第五十條第一項又は第五十二條の規定により納付金又は負担金を納付すべきこととなつた者)にあつた日)以後において事業団が定める期日とする。

(納付金等の徴収しない場合)

第六十五條 賠償義務者であつて、第五十五條第二項の規定により復旧工事の施行者となつたものは、第五十條第一項の規定にかかわらず、その復旧工事について、同項の納付金を納付することを要しない。

2 第五十二條の受益者たる地方公共団体であつて、その維持管理を行ふ公共施設について復旧工事を施行するものは、同條の規定にかかわらず、その復旧工事について、同條の負担金を納付することを要しない。

第六十六條 事業団は、賠償義務者若しくは第五十二條の受益者が事業の廃止若しくは休止、災害その他の事由により勢力を有しなくなつたため、第五十條第一項の納付金若しくは第五十二條の負担金を納付することが著しく困難であると認められるとき、又は賠償義務者の所在が不明であるときは、その納付金又は負担金に係る復旧基本計画について、第四十八條第一項後段の規定による変更の認可を申請しなければならない。

2 事業団は、公共施設の復旧費に充てるべき納付金又は負担金について前項の規定による認可の申請をしようとするときは、あらかじめ、その維持管理を行う地方公共

団体の同意を得なければならない。

3 第一項の場合において、第四十八條第一項後段の規定による変更の認可があつたときは、当該賠償義務者又は第五十二條の受益者は、第五十條第一項又は第五十二條の規定にかかわらず、その変更後の金額と変更前の金額との差額に相当する納付金又は負担金を納付することを要しない。

(納付金等の返還)

第六十七條 賠償義務者又は第五十二條の受益者が第五十條第一項又は第五十二條の規定により納付金又は負担金を納付した後に復旧基本計画について第四十八條第一項後段の規定による変更の認可又は同條第三項の規定による変更があつたためこれらの者が第五十條第一項又は第五十二條の規定により納付すべき額がその既に納付した額より小となるに至つたときは、事業団は、遅滞なく、これらの者に對しその差額を返還しなければならない。

(復旧費の支拂)

第六十八條 事業団は、第五十六條第一項前段の認可を受けた復旧工事の施行者から支拂の請求を受けたときは、第三十二條第一項の認可を受けた業務の方法に定めるところに従い、第五十六條第一項前

昭和二十七年六月二十六日 衆議院會議録第六十二号附録

段の認可があつたその復旧工事の復旧費(同項後段の規定による変更の認可又は第五十八條第一項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ)に充てるべき第五十條第一項の納付金又は第五十二條の負担金として事業団が徴収すべき金額を支拂わなければならない。但し、その額がその復旧工事の復旧費に充てるべき第五十條第一項の納付金又は第五十二條の負担金の額のうち、第五十二條の負担金の額のうち、その請求の時までに事業団が徴収した額をこえるときは、そのこえる額については、通商産業大臣の認可を受けた額に限る。

2 事業団は、第四十八條第一項前段の認可があつた復旧基本計画に基き施行する復旧工事に着手した主務大臣から支拂の請求を受けたときは、第三十二條第一項の認可を受けた業務の方法に定めるところに従ひ、第四十八條第一項前段の認可があつた復旧基本計画に記載されているその復旧工事の復旧費に充てるべき第五十條第一項の納付金又は第五十二條の負担金として事業団が徴収すべき金額を支拂わなければならない。

3 第一項但書の規定は、前項の場合に準用する。

第六十九條 第五十六條第一項前段

に規定する復旧工事の施行者は、その復旧工事の復旧費に剰余を生じたときは、前條第一項の規定により支拂を受けた金額のうち、主務大臣が定める金額を事業団に返還しなければならない。

2 事業団は、第六十條第二項の規定による認可の取消があつたときは、その者に對し、前條第一項の規定により支拂つた金額のうち、主務大臣が第六十條第一項の規定に従つて施行された復旧工事に要したものでないと認める金額を返還させることができる。

(強制徴収)

第七十條 事業団は、第二十八條第一項若しくは第三項の規定により賦課徴収する金額(以下賦課金)という。第五十條第一項の納付金、第五十二條の負担金又は前條の規定による返還金を支拂うべき者が納期限までにその金額を支拂わないときは、期限を指定して、これを督促しなければならない。

2 事業団は、前項の規定により督促をするときは、同項に規定する者に対し、督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

第七十一條 前條第一項の規定によ

る督促を受けた者(地方公共団体を除く)がその指定の期限までに賦課金、第五十條第一項の納付金、第五十二條の負担金、第六十九條の規定による返還金その他この法律の規定による徴収金を支拂わないときは、市町村(特別区のある地においては、特別区。以下同じ)は、事業団の請求により、地方税の滞納処分(例により、これを処分する。この場合は、事業団は、その徴収金額の百分の四を市町村に交付しなければならぬ)。

2 市町村が前項の請求を受けた日から一月以内にその処分を着手せず、又は三月以内にこれを終了しないときは、事業団は、地方税の滞納処分の例により、通商産業大臣の認可を受けて、その処分をすることが出来る。

3 前二項の規定による徴収金の先取特権の順位は、市町村の徴収金に次ぐものとし、その時刻については、市町村税の例による。

第七十二條 事業団は、第七十條第一項の規定により督促をしたときは、賦課金、第五十條第一項の納付金、第五十二條の負担金又は第六十九條の規定による返還金の金額百四につき一日八銭の割合で、納期限の翌日からその完納又は財産差押の日の前日までの日数によ

り計算した延滞金を徴収する。但し、通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

第四節 農地及び農業用施設に関する復旧工事後の措置

(補償金)

第七十三條 農林大臣は、第五十六條第一項前段の認可があつた実施計画による農地又は農業用施設の復旧を目的とする復旧工事が完了したときは、二月以内に、その農地又は農業用施設が本来有していた効用が回復されたかどうかについて検査を行わなければならない。

2 農林大臣は、前項の検査を行つた場合において、その農地又は農業用施設が本来有していた効用が回復されていると認めるときは、遅滞なく、その旨を公示し、その効用が回復されていないと認めるときは、遅滞なく、農林省令、通商産業省令で定める評価基準に従ひ、なお回復されていないと認められる効用の価額を算定し、その算定の根拠を附してその額を事業団に通知しなければならない。

3 事業団は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、少くとも三回の公告をもつて、当該農地又は農業用施設に係る被害者に対し、一定の期間内に損害賠償

請求権の主張をすべき旨を催告しなければならない。但し、その期間は、一月を下つてはならない。

4 前項の公告には、被害者が同項の期間内に主張をしないときは、その損害賠償請求権は除斥されるべき旨を附記しなければならない。但し、事業団は、知れている被害者を除斥することができない。

5 事業団は、知れている被害者には、損害賠償請求権の主張をすべき旨を各別に催告しなければならない。

6 事業団は、第三項の期間の末日から一月以内に、同項の期間内に主張をした被害者に対し、第二項の規定により通知を受けた額を支拂わなければならない。

第七十四條 事業団又は被害者は、前條第一項の規定による検査の後一年を経過した場合において、同條第二項の規定による認定又は同項の規定により算定された額が当該農地又は農業用施設の利用の結果に徴し不当であると認めるときは、一回を限り、農林大臣に對し、その農地又は農業用施設について再検査を行ふべきことを請求することができる。但し、同條第一項の規定による検査の後三年を経過したときは、この限りでない。

2 農林大臣は、前項の規定による

請求があつたときは、遅滞なく、当該農地又は農業用施設が本来有していた効用が回復されたかどうかについて再検査を行わなければならない。

3 農林大臣は、前項の再検査を行つた場合において、前條第二項の規定による認定又は同項の規定により算定した額を変更する必要があると認めるときは、遅滞なく、その旨を第一項の規定による請求をした者（その請求をした者が被害者であるときは、その請求をした者及び事業団。以下同じ。）に通知し、前條第二項の規定による認定又は同項の規定により算定した額を変更する必要があると認めるときは、遅滞なく、必要を変更をし、その変更の事由を附してその旨を第一項の規定による請求をした者に通知しなければならない。

4 事業団は、前項の規定による通知を受けた場合において、再検査により当該農地又は農業用施設が本来有していた効用が回復されていないと認められたため、新たになお回復されていないと認められる効用の額の支拂を要することとなつたときは、遅滞なく、少くとも三回の公告をもつて、当該農地又は農業用施設に係る被害者に対し、一定の期間内に損害賠償請求権の主張をすべき旨を催告しなければならない。

5 前條第三項但書、第四項及び第五項の規定は、前項の規定による報告に準用する。

6 事業団は、第四項の期間の末日から一月以内に、同項の期間内に主張をした被害者に対し、なお回復されていないと認められる効用の価額であつて、第三項の規定による通知があつたものを支拂わなければならない。

7 事業団は、第三項の規定による通知を受けた場合において、その通知に係る変更により、前條第六項の規定により支拂つた額に過額若しくは不足額を生じ、又は同項の規定により支拂を要しないこととなつたときは、当該被害者から過額を徴収し、若しくは当該被害者に対し不足額を支拂い、又は当該被害者から同項の規定により支拂つた額を徴収しなければならない。

（賠償責任との関係）
第七十五條 農地又は農業用施設について生じた損害であつて、その農地又は農業用施設の復旧を目的とする復旧工事に係るものは、それぞれ、左に掲げる時に消滅したものとみなす。
一 第七十三條第一項の検査によりその本来有していた効用が回復されて

復されていると認められた場合
イ 検査の後三年以内に前條第一項の規定による再検査の請求がなかつたときは、検査の後三年を経過した時

ハ 前條第一項の規定による再検査の請求があつた場合において、再検査により第七十三條第二項の規定による認定を変更する必要があると認められたときは、前條第三項の規定による通知があつた時

ニ 前條第一項の規定による再検査の請求があつた場合において、再検査によりその本来有していた効用が回復されていないと認められたときは、同條第六項の規定による支拂があつた時

三 第七十三條第一項の規定による検査によりその本来有していた効用が回復されていないと認められた場合において、同條第六項の規定による支拂があつたとき

イ 検査の後三年以内に前條第一項の規定による再検査の請求がなかつたときは、検査の後三年を経過した時
ロ 前條第一項の規定により再検査の請求があつた場合において、再検査によりその本来有していた効用が回復されて

いると認められたとき、又は第七十三條第六項の規定により支拂つた額に過額を生じたときは、前條第三項の規定による通知があつた時

ハ 前條第一項の規定による再検査の請求があつた場合において、再検査により第七十三條第二項の規定による認定を変更する必要があると認められたときは、前條第三項の規定による通知があつた時

ニ 前條第一項の規定による再検査の請求があつた場合において、再検査により第七十三條第六項の規定により支拂つた額に不足額を生じたときは、前條第七項の規定による支拂があつた時

第七十六條 前條に規定する賠償に係る被害者は、当該復旧工事が完了した時から同條各号に規定する時まで、当該農地又は農業用施設が本来有していた効用が回復されていないことにより生ずる損害について、賠償義務者に対し、賠償の請求をすることができ、但し、左に掲げる場合は、この限りでない。

一 前條第一号又は第二号に規定する場合において、第七十四條第三項の規定による通知があつた日から五月以内に同條第

六項又は第七項の規定による支拂がなかつたとき。
二 第七十三條第一項の検査によりその本来有していた効用が回復されていないと認められた場合において、同條第三項の期間の末日から四月以内に同條第六項の規定による支拂がなかつたとき。

2 前項但書第二号に規定する場合において、第七十三條第三項の期間の末日から四月を経過した後、同條第六項の規定による支拂があつたとき、当該被害者は、その支拂があつた時から前條第二号に規定する時まで、当該農地又は農業用施設が本来有していた効用が回復されていないことにより生ずる損害について、賠償義務者に対し、賠償の請求をすることができ、但し、前條第二号に規定する場合において、第七十四條第三項の規定による通知があつた日から五月以内に同條第七項の規定による支拂がなかつたときは、この限りでない。

（かんがい排水施設の引渡等）
第七十七條 復旧工事の施行者は、農地が本来有していた効用を維持するため復旧工事に伴ひ、新たにかんがい排水施設を設けた場合において、その復旧工事について第七十三條第一項の検査を受けたと

第七十三條第一項の検査を受けたと

昭和二十七年六月二十六日 衆議院會議録第六十一号附録

きは、一月以内に、その施設に係る農地の所有者若しくは占有者又はこれらの者の組織する団体その他の適当と認められる者のうちから、その同意を得てその施設の維持管理を行う者を定め、その者にその施設を引き渡さなければならぬ。

2 復旧工事の施行者は、その復旧工事について第七十三條第一項の検査を受けた後一月以内に前項に規定する者の同意を得ることができないときは、直ちに、その復旧工事に係る損害の賠償義務者のうち事業団があらかじめ選定した者に同項に規定する施設を引き渡さなければならぬ。

3 復旧工事の施行者（事業団を除く。）は、前二項の規定により第一項に規定する施設を引き渡したときは、遅滞なく、その旨を事業団に通知しなければならない。

4 第一項の規定により同項に規定する施設の維持管理を行う者と定められた者又は第二項の規定により選定された賠償義務者は、第一項又は第二項の規定により第一項に規定する施設の引渡を受けたときは、当該農地が本来有していた効用を維持することができるようその引渡を受けた施設の維持管理を行わなければならない。但

し、農林大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

5 事業団は、第三項の規定による通知を受けたときは、三月以内に、前項の規定により第一項に規定する施設の維持管理を行うべき者に對し、その施設の維持管理に要する費用であつて、第四十八條第一項前段の認可があつた復旧基本計画に記載されている金額を支拂わなければならない。

（復旧不適地の処理）

第七十八條 事業団は、第四十八條第一項前段の認可があつた復旧基本計画において復旧工事に着手すべき地区として記載された地区内に所在する農地のうち、第五十一條第一項第一号に掲げる農地に該当するものであつて、その本来有していた効用を回復することが著しく困難なため第五十六條第一項前段の認可があつた実施計画において復旧の目的とならなかつた農地（以下「復旧不適地」という。）がある場合において、農林大臣が農林省令、通商産業省令で定める算定基準に従い、その復旧不適地について支拂うべき金額を定めたときは、その復旧不適地の所有者に對し、その定められた金額を支拂わなければならない。

2 前項の規定による支拂があつた

ときは、当該復旧不適地に係る損害は、消滅したものとみなす。

第四章 家屋等の復旧工事に關する協議及び裁定

（協議）

第七十九條 損害が生じている家屋等の所有者又は占有者たる被害者は、第四十八條第一項前段の認可があつた復旧基本計画に基づく復旧工事の施行に伴い、家屋等の復旧を目的とする復旧工事を施行することが必要となつた場合又はその損害により家屋等としての効用が著しく阻害されている場合において、通商産業局長の許可を受けたときは、その家屋等に係る賠償義務者に對し、その家屋等の復旧を目的とする復旧工事の施行に關し、協議することができ、但し、その家屋等に生じている損害の賠償に關し、裁定判決があつたときは、又は訴訟が係属し、若しくは調停手続が行われているときは、この限りでない。

2 損害が生じている家屋等の占有者が前項の許可を申請するには、あらかじめ、その家屋等の所有者の同意を得なければならない。

（裁定の申請）

第八十條 損害が生じている家屋等の所有者又は占有者たる被害者は、前條第一項の規定による協議

をすることができず、又は協議がととのかないときは、通商産業局長の裁定を申請することができ、

2 前條第一項但書の規定は、前項の場合に準用する。

3 通商産業局長は、第一項の規定による裁定の申請があつた場合において、申請に係る事案が前條第一項但書の場合に該当するに至つたときは、その申請を却下しなければならない。

（聴聞）

第八十一條 通商産業局長は、前條第一項の規定による裁定の申請があつたときは、その申請書の副本を当該賠償義務者に交付するとともに、当事者の出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。

2 通商産業局長は、前項の聴聞をしようとするときは、その期日の一週間前までに、事案の要旨並びに聴聞の期日及び場所を当事者に通知し、且つ、これを公示しなければならない。

3 聴聞に際しては、当事者及び利害関係人に対し、当該事案について、証拠を提示し、意見を述べる機会を與えなければならない。

（裁定）

第八十二條 通商産業局長は、聴聞

の結果に基き裁定を行う。

2 前項の裁定は、文書をもつて行い、且つ、理由を附さなければならない。

3 通商産業局長は、第一項の裁定をしたときは、裁定書の原本を当事者に交付しなければならない。

第八十三條 通商産業局長は、石炭の掘採のための掘きによる土地の陥没又はたれ、積した捨石の崩壊が停止していると認められる場合において、金銭をもつてする賠償の額に比し著しく多額の費用を要しないで復旧工事により原状の回復をすることができると認めるときは、復旧工事を施行すべき旨の裁定をしなければならない。

2 通商産業局長は、復旧工事を施行すべき旨の裁定をするときは、その裁定において復旧工事の概要並びにその着手及び完了の時期を定めなければならない。

3 通商産業局長は、前項の場合において、損害の発生に關し被害者の責に歸すべき事由があつたと認めるとき、又は復旧工事によりその家屋等が損害により減少した効用以上の効用が回復されるため被害者が利益を受けると認めるときは、損害の発生に關し被害者の責に歸すべき事由又は被害者が利益を受ける限度をいし、かくして、

被害者が負担すべき復旧工事に要する費用の額及び支拂の時期を定めなければならない。

第八十四條 通商産業局長は、石炭の採掘のための掘り、による土地の陥没又は、積した土石の崩壊が停止しないといふと認められる場合において、必要且つ適當であると認めるときは、家屋等の効用を維持するために必要な仮工事を施行すべき旨の裁定をすることができ

2 前條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(裁定の効果)

第八十五條 第八十二條の裁定があつたときは、被害が生じている家屋等の復旧を目的とする復旧工事又はその効用を維持するために必要な仮工事の施行に關し家屋等の所有者又は占有者たる被害者と賠償義務者との間に、協議がとつたものとみなす。

(裁定の失効)

第八十六條 第八十三條第一項の裁定があつた場合において、被害者が支拂の時期までにその負担すべき復旧工事に要する費用を支拂わないときは、裁定は、その効力を失ふ。

第五章 補助

(異議の申立)

第八十七條 この法律又はこの法律

に基く命令の規定による行政庁の処分に対し異議のある者は、その旨を記載した書面をもつて、主務大臣に対し、異議の申立をすることができ

第八十八條 主務大臣は、前條の異議の申立を受理したときは、その申立をした者に対し、相當な期間をおいて予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、異議の申立をした者及び利害關係人に対し、当該事案について、証拠を提示し、意見を述べる機会を與えなければならない。

第八十九條 主務大臣は、当該事案について、文書をもつて決定をし、その案を異議の申立をした者及び利害關係人へ送付しなければならない。

第九十條 異議の申立、予告、聴聞及び決定の手續について必要な事項は、政令で定める。

(国及び都道府県の補助)

第九十一條 国は、その予算の範囲内において、農地、農業施設又は公共施設の復旧を目的とする復旧工事について第五十六條第一項前段の認可を受けた者に対し、補助金を交付することができる。

2 都道府県は、国が前項の規定により補助金を交付する農地又は農業施設等の復旧を目的とする復旧工事について第五十六條第一項前段の認可を受けた者に対し、補助金を交付する。

3 前二項の規定により農地又は農業施設(第五十一條第一項第四号に掲げるものを除く)の復旧を目的とする復旧工事の施行者に対し国及び都道府県が交付する補助金の合計額は、その復旧工事に係る復旧費等から第五十二條第一項の納付金及び第五十二條の負担金を控除した残額とし、国及び都道府県が交付する補助金の額の割合は、政令で定める。

第九十二條 国は、前條第一項の規定により補助金を交付した公共施設の復旧を目的とする復旧工事が完了したときは、その公共施設に係る賠償義務者に対し、政令で定めるところにより、その交付した補助金の額以内の額を支拂わせることができる。

(補助金の返還)

第九十三條 第九十一條第一項又は第二項の規定により補助金の交付を受けた者は、その復旧工事の復旧費に剰余が生じたときは、政令で定めるところにより、その交付を受けた補助金の全部又は一部を

国又は都道府県に返還しなければならない。

2 主務大臣又は都道府県知事は、第六十條第二項の規定による認可の取消があつたときは、その者に

第九十一條第一項又は第二項の規定により交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(地方公共団体及び復旧工事の施行者の事業団に対する事務経費の負担)

第九十四條 地方公共団体は、事業団の事業年度ごとに、事業団に対し、その事務経費の一部を補助するため、前事業年度中にその支出費の全部又は一部を事業団が負担して施行された復旧工事であつて、その地方公共団体が維持管理を行う公共施設の復旧を目的とするものの復旧費に百分の四以内に

第九十五條 第九十一條第一項前段に規定する復旧工事の施行者は、第九十一條第一項の規定により補助金の交付を受けたときは、政令で定めるところにより、事業団に対し、その事務経費の一部に充てられた交付を受けた補助金であつて、第二條第三項に規定する事務費に対するものの一部に相当する額を交付しなければならない。

(報告及び立入検査)

第九十五條 主務大臣は、第四十八條第一項の復旧基本計画、復旧工事の施行又は復旧工事後の措置の適正を図るため特に必要があると認めるときは、

第九十六條 この法律の規定による主務大臣の権限であつて、政令で定めるものは、地方支分部局の長又は都道府県知事が行う。

一 石炭採掘又は石炭採掘の事業場

二 被害が生じている場所

三 復旧工事の作業場又はその附屬材料置場

四 鉱業権者、租鉱権者、鉱業権者若しくは租鉱権者であつた者又は復旧工事の施行者の事務所又は営業所

第九十七條 第四十條第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査に準用する。

(主務大臣の権限の委任)

第九十六條 この法律の規定による主務大臣の権限であつて、政令で定めるものは、地方支分部局の長又は都道府県知事が行う。

昭和二十七年六月二十六日 衆議院會議録第六十一号附録

第六章 罰則

第九十七條 事業団の役員、評議員又は職員がその職務に關して、賄ふを收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、二年以下の懲役に處する。

2. 前項の場合において、收受した賄ふは、没收する。その全部又は一部を没收することができないときは、その価額を追徴する。

3. 第一項の賄ふを供與し、又はその申込若しくは約束をした者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に處する。

第九十八條 第六十條第一項の規定に違反して、第五十六條第一項前段の認可があつた実施計画に従つて、復旧工事を施行しなかつた者は、五万円以下の罰金に處する。

第九十九條 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に處する。

一 第四十條第一項又は第九十五條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者、

二 第六十二條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者、

三 第九十五條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者、

した事業団の役員、職員又は清算人は、三万円以下の罰金に處する。

一 第二十八條第一項若しくは第二項、第三十一條第二項、第三十二條第一項、第三十三條第一項若しくは第二項、第三十四條第一項若しくは第二項、第三十五條第二項、第六十八條第一項但書(同條第三項において準用する場合を含む。)又は第七十一條第二項の規定により通商産業大臣の認可を受けていなければならぬ事項を認可を受けないでしたとき、

二 第三十一條第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき、

三 第三十三條、第三十六條、第四十三條又は第四十六條第一項の規定により通商産業大臣の承認を受けなければならぬ事項を承認を受けないでしたとき、

四 第三十五條第一項の規定に違反して、同項に規定する準備金を積み立てなかつたとき、

五 第三十八條第二項の規定による通商産業大臣の命令に違反したとき、

六 第四十條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき、

七 第四十四條又は第四十五條の規定に違反して、残余財産を処分し、又は分配したとき、

第一百一條 左の各号の一に該当する者は、二万円以下の罰金に處する。

一 第六條第二項の規定に違反した者、

二 第二十七條の規定に違反して、取得した秘密を漏らし、又は窃用した者、

三 第三十七條第一項の規定による資料を提出せず、又は虚偽の資料を提出した者、

第一百二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關し、第九十八條、第九十九條又は前條の規定に違反したとき、

は、行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に對し相當の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

第一百三條 左の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした事業団の役員、職員又は清算人を一万円以下の過料に處する。

一 第七條第一項の規定による政令に違反して、登記すること

怠り、又は不実の登記をしたとき、

二 第二十九條第一項又は第二項の規定に違反したとき、

三 第三十六條、第四十三條又は第四十六條に規定する書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき、

附則

1 この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。

2 この法律は、施行の日から十年以内に廃止するものとする。

3 特別鑑査復旧臨時措置法の一部を次のように改正する。

第四條を次のように改める。

(処分、手続その他の行為の効力)

第四條 この法律の規定によつて処分及び石炭を目的とする探掘権者若しくは租掘権者、被指定者、復旧工事の施行者又は関係人がこの法律の規定によつてした手続その他の行為は、これらの者の承継人に対しても、その効力を有する。

2 この法律の規定によつてした処分及び石炭を目的とする探掘権者がこの法律の規定によつてした手続その他の行為は、租掘権の設置又は租掘区の増加があつたときは、租掘権の範囲内において、石炭を目的とする租掘権者に対して、その効力を有する。

3 この法律の規定によつてした処分及び石炭を目的とする租掘権者がこの法律の規定によつてした手続その他の行為は、租掘権の設置又は租掘区の増加があつたときは、租掘権の範囲内において、石炭を目的とする租掘権者に対して、その効力を有する。

4 登記税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「日本放送協會」の下に「鑑査復旧事業団」を加へ、「放送法」の下に「臨時石炭鑑査復旧法」を加へる。

5 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

3 この法律の規定によつてした処分及び石炭を目的とする租掘権者がこの法律の規定によつてした手続その他の行為は、租掘権の設置又は租掘区の減少があつたときは、石炭を目的とする探掘権の範囲内において、石炭を目的とする探掘権者に対して、その効力を有する。但し、石炭を目的とする探掘権の消滅による租掘権の消滅の場合には、この限りでない。

第四條第一項中「石炭を目的とする探掘権者」の下に「租掘権者を含む。以下同じ。」を加へ、同條第二項但書中「被指定者が現に」を「納付義務者について」に改める。

4 登記税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「日本放送協會」の下に「鑑査復旧事業団」を加へ、「放送法」の下に「臨時石炭鑑査復旧法」を加へる。

5 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

昭和二十七年六月二十六日衆議院會議録第六十七號附録

第五條第六号の十の次に次の一 号を加える。 六ノ十一 鉱害復旧事業団ノ発 スル証書 帳簿	6 所得税法(昭和二十二年法律第 二十七号)の一部を次のように改 正する。 第三條第十号中「及び日本放送 協会」を「日本放送協会及び鉱 害復旧事業団」に改める。	7 法人税法(昭和二十二年法律第 二十八号)の一部を次のように改 正する。 第五條第一項第六号の次に次の 一号を加える。	8 地方税法(昭和二十五年法律第 二百二十六号)の一部を次のよう に改正する。 七 鉱害復旧事業団	第九 土地收用法(昭和二十六年法律 第二百十九号)の一部を次のよう に改正する。 第三條第五号中「又は土地改良区 (土地改良区連合を含む。以下同 じ。)」を「土地改良区(土地改良	第十 土地收用法(昭和二十六年法律 第二百十九号)の一部を次のよう に改正する。 第三條第五号中「又は土地改良区 (土地改良区連合を含む。以下同 じ。)」を「土地改良区(土地改良	第十一 土地收用法(昭和二十六年法律 第二百十九号)の一部を次のよう に改正する。 第三條第五号中「又は土地改良区 (土地改良区連合を含む。以下同 じ。)」を「土地改良区(土地改良
区連合を含む。以下同じ。又は 鉱害復旧事業団」に改め、同條第 六号の次に次の一号を加える。 六の二 地方公共団体又は鉱 害復旧事業団が臨時石炭鉱 害復旧法(昭和二十七年法律 第二十号)によつて行ふ客土 事業又は復旧工事の施行に伴 い設置する用排水機若しくは 地下水源の利用に関する設備	臨時石炭鉱害復旧法案に對する 修正 臨時石炭鉱害復旧法案の一部を次 のよう修正する。 (一) 日次中(第七十三條、第七十八 條)を(第七十三條、第七十九 條)に、(第七十九條、第八十六 條)を(第八十條、第八十九條)に、 (第八十七條、第九十六條)を (第九十條、第九十九條)に、 (第九十七條、第一百零三條)を (第九十七條、第一百零三條)に改める。	(二) 第二條第六項第十一号を次のよ うに改める。 十一 學校並びに公用及び公共 用建物 (三) 第二十八條第一項中「同項第四 号及び第五号」を「同項第五号及び 第六号」に改める。 (四) 第三十一條第一項中第四号を第 五号とし、以下一号ずつ繰り下 げ、第三号の次に次の一号を加え る。	四 第七十七條第二項の規定に より引渡を受けたかんがい排 水施設及び事業団が復旧工事 を施行した場合において同條 第一項に規定する同意を得る ことができなかったときにお けるそのかんがい排水施設の 維持管理 (五) 第三十一條第二項中「第八号」を 「第九号」に改める。 (六) 第三十二條第二項中「第四号」を 「第五号」に、「第六号」を「第七号」 に改める。	(七) 第三十七條第一項中「及び第五 号」を「及び第六号」に改める。 (八) 第五十條中「第七十八條」を「第 七十九條」に改める。 (九) 第五十一條第一項第六号中「第 七十八條」を「第七十九條」に改め る。 (十) 第五十六條中第二項を第三項と し、第三項を第四項とし、第一項 の次に次の一項を加える。	2 前項の実施計画が農地の復旧 を目的とするものである場合に おいては、当該復旧工事の施行 者が当該実施計画を作成するに は、第四十八條第一項前段の認	可があつた復旧基本計画におい て復旧工事に着手すべき地区と して記載された地区内に所在す る農地のうち、第五十一條第一 項第一号に掲げる農地に該当す るものであつて、その本来有し ていた効用を回復することが著 しく困難なため復旧の目的とし ない農地があるときは、あらか じめ、その所在地の市町村長の 意見を聞かなければならない。
(十一) 第六十二條中及び第二項を 「及び第三項」に改める。 (十二) 第七十七條第二項中「復旧工 事の施行者」の下に「(事業団を除 く。)」を加へ、「その復旧工事に係 る鉱害の賠償義務者のうち事業 団があらかじめ選定した者」を 「事業団」に改め、第三項中「前 二項の規定により第一項」を「第 一項に規定する者に同項」に改 め、第四項を削り、第五項中 「第三項を前項」に、「前項の規 定により第一項に規定する施設の 維持管理を行ふべき者」を「第一項 の規定により同項に規定する施設 の引渡を受けた者」に改め、同項 を第四項とする。	(十三) 第七十八條を第七十九條と し、第七十七條の次に次の一條を 加える。 (天災時に對する特別助成) 第七十八條 国は、農地が、その	復旧工事の完了後において、 この水等不測の天災に際し他の 一般の農地に比し特別の被害を 受けたときは、当該農地の所有 者又は占有者たる被害者に対 し、農林大臣の定める金額の範 围内において特別の助成を行う ことができる。 (十四) 新第七十九條(原第七十八條) 第二項中前項を「第一項」に改 め、同項を第三項とし、第一項の 次に次の一項を加える。 2 農林大臣は、前項の規定によ り復旧不適地について支拂うべ き金額を定めようとするときは、 は、あらかじめ、当該復旧不適 地の所在地の市町村長の意見を 聞かなければならない。 (十五) 原第七十九條を改め、次の三 條とする。 (一) 家屋等の復旧に関する届出等 第八十條 鉱害が生じている家屋 等に係る賠償義務者は、事業年 度ごとに、通商産業省令の定 めるところにより、当該事業年 度において復旧工事を行おうす る家屋等を通商産業局長に届け 出なければならない。 2 通商産業局長は、特に必要が あると認めるときは、鉱害が 生じている家屋等に係る賠償義 務者に対し、家屋等の復旧を目 的とする復旧工事に関する復旧				

昭和二十七年六月二十六日 衆議院會議第六十一号附録

計画の提出を命ずることができ
る。

(被害者の申出)

第八十一條 被害が生じている家
屋等の所有者又は占有者たる被
害者は、その被害により家屋等
の効用が著しく阻害されている
場合又は第四十八條第一項前段
の認可があつた復旧基本計画に
基く復旧工事の施行に伴う家屋
等の復旧を目的とする復旧工事
を施行することが必要となつた
場合においては、通商産業省令
の定めるところにより、その家
屋等の復旧を目的とする復旧工
事に關し、その家屋等の所在地
の市町村長を經由して、通商産
業局長に対し、賠償義務者との
協議のあつた復旧を申し出ること
ができる。但し、その家屋等に生
じている被害の賠償に關し、確
定判決があつたとき、又は訴訟
が係属し、若しくは調停手続が
行われているときは、この限り
でない。

2 被害が生じている家屋等の占
有者が前項の申出をするには、
あらかじめ、その家屋等の所有
者の同意を得なければならな
い。

3 第一項の規定により市町村長
を經由する場合において、当該
市町村長は、その家屋等の復旧

を目的とする復旧工事をするに必
要と認めるときは、その理由を
記載した意見書を附さなければ
ならない。

(協議命令及び協議のあつた復旧)

第八十二條 通商産業局長は、前
條の規定による申出があつた場
合において、当該申出に係る家
屋等の復旧工事の復旧基本計画
の認可があつた復旧基本計画に
基く復旧工事の施行に伴う家屋
等の復旧を目的とする復旧工事
を施行することが必要となつた
場合においては、通商産業省令
の定めるところにより、その家
屋等の復旧を目的とする復旧工
事に關し、その家屋等の所在地
の市町村長を經由して、通商産
業局長に対し、賠償義務者との
協議のあつた復旧を申し出ること
ができる。但し、その家屋等に生
じている被害の賠償に關し、確
定判決があつたとき、又は訴訟
が係属し、若しくは調停手続が
行われているときは、この限り
でない。

2 通商産業局長は、前條の規定
による申出があつた場合におい
て、当該申出に係る家屋等の復
旧工事の復旧基本計画の認可が
あつた復旧基本計画に基く復
旧工事の施行に伴う家屋等の復
旧を目的とする復旧工事の施行
に關し、その家屋等の所在地の
市町村長を經由して、通商産業
局長に対し、賠償義務者との協
議のあつた復旧を申し出ること
ができる。但し、その家屋等に生
じている被害の賠償に關し、確
定判決があつたとき、又は訴訟
が係属し、若しくは調停手続が
行われているときは、この限り
でない。

3 通商産業局長は、前項の場合
において、当該賠償義務者の当
該家屋等の復旧工事の施行につ
いての同意があつたとき又は金
銭をもつてする賠償の額に比し
著しく多額の費用を要しないで

復旧工事により原状の回復をす
ることができると認めるときは、
当事者に対し、期限を定めて、
当該復旧工事の施行に關し協議
すべき旨を命ずることができ
る。

(十六) 原第八十條第一項中「被害が
生じている家屋等の所有者又は占
有者たる被害者は、前條第一項の
規定による『前條第一項又は第
三項の規定による命令を受けた者
は、定められた期限内に』に、同
條第二項及び第三項中「前條」を
「第八十一條」に改め、同條を第
八十三條とし、以下三條ずつ繰り下
げる。

(十七) 新第八十四條(原第八十一條)
第一項中「当該賠償義務者を『他
の当事者』に改める。

(十八) 新第八十六條(原第八十三條)
第一項中「通商産業局長は、『の下
に』第八十三條第一項の規定によ
る決定の申請を受けた場合におい
て、『を』を加え、『認められる場合
において、『を』認められる場合にお
いては、『を』改め、同條第三項中
被害者が利益を受けると認めると
き』を『被害者が著しく利益を受け
ると認めるとき』に改める。

(十九) 新第八十七條(原第八十四條)
第一項中「通商産業局長は、『の下
に』第八十三條第一項の規定によ
る決定の申請を受けた場合におい

て、『を』を加え、『認められる場合に
おいて、『を』認められる場合にお
いては、『を』改める。

(二十) 新第八十八條(原第八十五條)
中「第八十一條」を「第八十五條」
に改める。

(二十一) 新第八十九條(原第八十六
條)中「第八十三條」を「第八十六
條」に改める。

(二十二) 新第九十六條(原第九十三
條)中「第九十一條」を「第九十四
條」に改める。

(二十三) 新第九十七條(原第九十四
條)第二項中「第九十二條」を「第九
十四條」に改める。

(二十四) 新第九十八條(原第九十五條)
中「第九十五條」を「第九十八條」に
改める。

(二十五) 新第九十九條(原第九十六條)
中「第九十八條」を「第九十九條」に
改める。

(二十六) 附則第八項を次のように改
める。

8 地方税法(昭和二十五年法律
第二百二十六号)の一部を次の
ように改正する。

第二十四條第三号及び第三百
四十八條第一項中「及び日本放
送協会」を「日本放送協会及び
録音復旧事業団」に改める。

第七百四條中「及び日本電信
電話公社」を「日本電信電話公

社及び録音復旧事業団」に改め
る。

第七百四十三條第三号中「及
び一般放送事業者を」と「一般放
送事業者及び録音復旧事業団」
に改める。

臨時石炭録音復旧法案に対する修
正案(中村寅太郎外十六名提出)

臨時石炭録音復旧法案に対する修
正

臨時石炭録音復旧法案の一部を次
のように修正する。

(一) 目次中(第七十九條)第八十六
條を(第七十九條)第八十八
條に、(第八十七條)第九十六
條を(第八十九條)第九十八
條に、(第九十七條)第一百三
條を(第九十九條)第一百五條に
改める。

(二) 第二條第六項第十一号を次のよ
うに改める。

十一 學校並びに公用及び公共
用建築物

(三) 第五十三條中「政令で定める割
合」を「割をこえない範圍内で政
令で定める割合」に改める。

(四) 第七十五條本文に次の但書を加
える。

但し、豪雨、かんばつ、その他
不測の天災に際し、当該農地が
他の一般の農地に比して特別な
損害を被つたときは、その限度

において、なほ、当該農地に係る
の被害は、消滅しないものとみ
なす。

(五) 第七十八條第二項中「前項の規
定を前項の同意を得て第一項の
規定」に改め、同項を第三項と
し、第一項の次に次の一項を加え
る。

2 農林大臣は、前項の規定によ
り復旧不適地について支拂うべ
き金額を定めようとするとき
は、あらかじめ当該復旧不適地
の所有者の同意を得なければな
らない。

(六) 第七十九條を改め、次の三條と
する。

(家屋等の復旧計画の作成)

第七十九條 被害が生じている家
屋等に係る賠償義務者は、事業
年度ごとに、通商産業省令の定
めるところにより、当該事業年
度において行おうとする家屋等
の復旧を目的とする復旧工事に
関する復旧計画を作成し、通商
産業局長に提出しなければならない。

(被害者の申出)

第八十條 被害が生じている家屋
等の所有者又は占有者たる被害
者は、その被害により家屋等の
効用が著しく阻害されている場
合又は第四十八條第一項前段の
認可があつた復旧基本計画に基
く

復旧工事に伴い家屋等の
復旧を目的とする復旧工事を施
行することが必要となつた場合
においては、通商産業省令の定
めるところにより、その家屋等
の復旧を目的とする復旧工事に
関し、その家屋等の所在地の市
町村長を經由して、通商産業局
長に対し、賠償義務者との協議
のあつた旨を申し出ることがで
きる。但し、その家屋等に生じて
いる被害の賠償に關し、確定判
決があつたとき、又は訴訟が係
属し、若しくは調停手続が行わ
れていないときは、この限りでな
い。

2 被害が生じている家屋等の占
有者が前項の申出をするには、
あらかじめ、その家屋等の所有
者の同意を得なければならな
い。

3 第一項の規定により市町村長
を經由する場合において、当該
市町村長は、その家屋等の復旧
を目的とする復旧工事を特に必
要と認めるときは、その理由を
記載した意見書を附さなければ
ならない。

(協議命令及び協議のあつた旨)

第八十一條 通商産業局長は、前
條の規定による申出があつた場
合において、当該申出に係る家
屋等の復旧工事が第七十九條の

規定により提出された賠償義務
者の復旧計画に該当するものに
ついては、すみやかに、当事者
に対し、期限を定めて、当該復
旧工事に施行に關し協議すべき
旨を命ずることが出来る。

2 通商産業局長は、前條の規定に
よる申出があつた場合におい
て、当該申出に係る家屋等の復
旧工事が第七十九條の規定によ
り提出された賠償義務者の復旧
計画に該当しないものについて
も、特に必要があると認めると
きは、当該賠償義務者と当該申
出者のために、当該家屋等の復
旧工事に施行に關し協議のあつ
た旨を命ずるべきでない。

3 通商産業局長は、前項の場合
において、当該賠償義務者の当
該家屋等の復旧工事に施行につ
いての同意があつたとき又は金
銭をもつてする賠償の額に比し
著しく多額の費用を要しない復
旧工事に伴う原状を回復する
ことができることを認めるときは、
当事者に対し、期限を定めて、当
該復旧工事に施行に關し協議す
べき旨を命ずることが出来る。

(七) 原第八十條第一項中「被害が生
じている家屋等の所有者又は占有
者たる被害者は、前條第一項の規
定による」を「前條第一項又は第三項
の規定による命令を受ける者は、

定められた期限内に」に、同條第
二項及び第三項中「前條」を「第八
十條」に改め、同條を第八十二條
とし、以下一條ずつ繰り下げる。

(八) 新第八十三條(原第八十一條)第
一項中「当該賠償義務者」を「他の
当事者」に改める。

(九) 新第八十五條(原第八十三條)第
一項中「通商産業局長は、」の下に
「第八十二條第一項の規定による
裁定の申請を受けた場合におい
て」を加え、「認められる場合にお
いて」を「認められる場合にお
いて」に改め、同條第三項中
「被害者が利益を受けると認め
るとき」を「被害者が著しく利益を
受ける」と認めるとき」に改める。

(十) 新第八十六條(原第八十四條)第
一項中「通商産業局長は、」の下
に「第八十二條第一項の規定によ
る裁定の申請を受けた場合にお
いて」を加え、「認められる場合にお
いて」を「認められる場合にお
いて」に改める。

(十一) 新第八十七條(原第八十五條)
中「第八十二條」を「第八十四條」
に改める。

(十二) 新第八十八條(原第八十六條)
中「第八十三條」を「第八十五條」
に改める。

(十三) 新第九十三條(原第九十一條)
の見出し中「及び都道府県」を削
り、同條第二項を削り、同條第三

項中「前二項」を「前項」に「施行者
に対し国及び都道府県」を「施行者
に対し国」に、「残額」とし、国及び
都道府県が交付する補助金の額の
割合は、政令で定める。」を「残額
とする。」に改め、同項を第二項と
する。

(十四) 新第九十五條(原第九十三條)
第一項中「第九十一條第一項又は
第二項」を「第九十三條第一項」に、
「国又は都道府県」を「国」に改め、
同條第二項中「主務大臣又は都道
府県知事」を「主務大臣」に、「第九
十一條第一項又は第二項」を「第九
十三條第一項」に改める。

(十五) 新第九十六條(原第九十四條)
の見出し中「地方公共団体」を「国」
に改め、同條第一項中「地方公共
団体は、」を「国は、その予算の範
圍内において、」に、「復旧工事で
あつて、その地方公共団体が維持
管理を行う公共施設の復旧を目的
とするものの復旧費に百分の四以
内において」を「復旧工事に復旧費
に」に、「しなければならない」を
「するものとする。」に改め、同條
第二項中「第九十一條」を「第九十
三條」に改める。

(十六) 新第九十七條(原第九十五條)中
「第九十五條」を「第九十七條」に改
める。

(十七) 新第九十四條(原第九十二條)中

昭和二十七年六月二十六日 衆議院會議錄第六十一号附録

「第九十八條、第九十九條」を「第一百條、第一百一條」に改める。

(十八) 附則第八項を次のように改める。

8 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第三十四條第三号中「及び日本放送協会」を「日本放送協会及び録音復旧事業団」に改める。

第三百四十八條第二項第二号
及び第七百四條中「及び日本電
信電話公社」を「日本電信電話
公社及び郵政復旧事業団」に改
める。

第七百四十三條第三号中「及び一般放送事業者」を、「一般放送事業者及び録音復旧事業団」に改める。

明治二十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定價一部

十 四

発行所

東京都新宿区市谷本村町一五
電話九段四五一六
郵便東京一九〇〇〇
官報